

松山のNPO「えひめ消費者ネット」

適格消費者団体に認定

四国初



福井照消費者行政担当相(左から3人目)から適格消費者団体の認定を受けたえひめ消費者ネットのメンバー＝19日午前、東京・霞が関の消費者庁(撮影・山本良)

消費者契約法などに違反する事業者の不当な行為に対して差し止め請求権を持ち、消費者個人に代わって訴訟を起こせる「適格消費者団体」に、NPO法人「えひめ消費者ネット」(松山市)が19日、四国で初めて認定された。全国18団体目で有効期間は6年。四国はこれまで

で全国で唯一、適格団体が存在しない空白地だった。消費者庁によると、消費者契約法に基づき2007年に始まった「消費者団体訴訟制度」では、首相の認定を受けた適格団体が裁判などで事業者の不当行為を差し止めを請求できる。被害を未然に防ぎ、拡大防止を図ることで不特定多数の消費者の利益を守る。

19日に東京・霞が関の消費者庁で審査結果交付式があり、福井照消費者行政担当相が「愛媛はもちろん、四国の消費者のために被害の未然防止や拡大防止が図られることを期待する」と歓迎。えひめ消費者ネットの野垣康之理事長は「より一層消費者のために、不当な契約行為の防止や改善を行いたい」と述べた。

えひめ消費者ネットは08年に発足し、会員は103人(15日現在)。啓発講座などに取り組みながら、収集した情報を基に弁護士や司法書士、消費生活相談員らによる検討委員会で協議し、消費者側に一方的に不利な行為や契約条項の改善、停止を業者に申し入れるなどしてきた。しかし、適格団体でないため無視されることもあったという。

組織基盤の強化を図りつつ、県内の消費生活センターや市町と連携して活動していく方針で、特に孤独な高齢者を狙った不当な勧誘の防止に力を入れる。消費者庁や香川、徳島、高知各県の消費生活センターなども連携して四国全域をカバーし、寄せられる情報に対応するが、将来は各県に適格団体ができるのが望ましいとした。(杉本賢司、山本良)